

民法の判例から

ケース（7）：履行遅滞と債務者の故意過失

【事実関係】

Aは、^{こうぎょうけん} 鉱業権を^{しゆゆう} 所有していた。Yがそれを^{かう} 買い受けたが、^{こうぎょうけん} 鉱業権の^{いてんとうき} 移転登記をまだ済ませていなかった。Xは、この^{じじつ} 事実を知っていたが、Yからその^{こうぎょうけん} 鉱業権を^{かう} 買い受けた。その^{さい} 際に、XとYは「まず、YがAから^{いてんとうき} 移転登記を受け、その後、^ご 大正7年1月15日までに、Xへの^{いてんとうき} 移転登記を^{かんりよう} 完了する」という^{やくそく} 約束がなされた。

この^{やくそく} 約束にしたがって、YはAに対して^{たい} 移転登記を^{いてんとうき} 要求したが、Aはこれに^{おう} 応じなかった。そして^{たいしやう} 大正7年6月3日、Aは、^{ほんけん} 本件の^{こうぎょうけん} 鉱業権を更にBへ^う 売り渡して、その^{いてんとうき} 移転登記を済ませてしまった。このため、Yが^{いてんとうき} 移転登記を受けることは^{ふかのう} 不可能となった。

そこでXは^{かいじよ} 契約を^{りこうふのう} 解除しようと考えたが、^{かいじよけん} 民法第543条（^{りこうふのう} 履行不能による^{かいじよけん} 解除権）は、^{りこうふのう} 履行不能について債務者に責任がない場合には^{かいじよ} 解除ができないと規定している。このためXは「この^{ほんらい} 事件は本来、^{りこうちたい} 履行遅滞の事件（つまり、^{こうぎょうけん} 鉱業権の^{いてんとうき} 移転登記を^{やくそく} 約束の日までにしなかった）であり、その^{しゆちやう} 遅滞中に^{りこうふのう} 履行が不能になった場合である」と^{しゆちやう} 主張して、^{りこうちたいとう} 民法第541条（^{かいじよけん} 履行遅滞等による^{かいじよ} 解除権）に基づいて^{かいじよ} 契約を^{たい} 解除し、Yに対して^{ばいばいだいぎん} 売買代金の^{へんかん} 返還と^{そんがいばいしやう} 損害賠償を^{せいきやう} 請求した。ところで第541条に基づく場合、相手方は「^{そうとう} 相当の^{きかん} 期間を定めてその^{りこう} 履行の^{さいこく} 催告」しなければならないが、Xは「すでに^{りこうふのう} 履行不能の^{じやうたい} 状態だから、^{しゆちやう} 期間を設定して^{さいこく} 催告することには意味がなく、^{しゆちやう} 不要である」と^{しゆちやう} 主張した。

^{だいいつしん} 第一審で^{ほんけん} 裁判所は「^{さいむしや} 本件が^{りこうちたい} 債務者Yの^{じけん} 履行遅滞の事件であり、その^{ちたいちゆう} 遅滞中に^{りこうふのう} 履行が不能となった場合である」という^{しゆちやう} 原告Xの^{みと} 主張を認めた。しかし^{りこうちたい} 被告Yは「この^{しゆちやう} 履行遅滞について、自分には^{かしつ} 過失がない（つまり、Aが^{いてんとうき} 移転登記を^{きよひ} 拒否したので、YはそれをXに^{いてん} 移転できなかった）から、^{ちたいちゆう} 遅滞中に^{りこうふのう} 生じた^{せいきにん} 履行不能についても、自分には責任がなから、^{さいむ} 債務不履行による^{そんがいばいしやう} 損害賠償の^{せいきにん} 責任はない」と^{はんろん} 反論した。裁判所もこのYの^{しゆちやう} 主張を認めて、Xの^{ききやく} 損害賠償請求を^{しゆちやう} 棄却した。

これに対してXは「^{たい} 民法第412条に従えば、^{りこうちたい} 履行遅滞とは、^{さいむ} 債務が^{りこうき} 履行期にあるにもかかわらず、^{りこう} 債務者が^{かしつ} 履行をしないことであって、^{ようけん} 過失は要件ではない」と^{しゆちやう} 主張して、^{こうそ} 控訴した。しかし^{こうそしん} 控訴審も、^{だいいつしん} 第一審と同様の^{どうよう} 判断をしたので、Xが^{ほんだん} 上告した。

はんし
【判旨】

だいしんいん とうじ さいむしゃ さいむ りこうき りこう
大審院（当時の最高裁判所）は、「債務者が債務の履行期にその履行をしなかったとし
ても、そのことだけで、債務者が履行遅滞の責めを負う訳ではない。不履行について、
さいむしゃ かしつ ばあい せ にお わけ ふりこう
債務者に過失がある場合にのみ、その責めに任じることができる」と判断して、Yの債務
ふりこうせきにん ひてい
不履行責任を否定した。

かんれんじょうぶん

【関連条文】

民法第 412 条（履行期と遅滞）を มาตรา ๒๐๔, ๒๐๕

- ① さいむ りこう かくていきげん さいむしゃ きげん とうらい
債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から
ちたい せきにん
遅滞の責任を負う。
- ② さいむ りこう ふかくていきげん さいむしゃ きげん とうらい
債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したこと
を 知 っ た 時 か ら ちたい せきにん
遅滞の責任を負う。
- ③ さいむ りこう きげん さいむしゃ りこう せいぎゅう
債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた
ちたい せきにん
時から遅滞の責任を負う。

มาตรา ๒๐๔

ถ้าหนี้ถึงกำหนดชำระแล้ว และภายหลังแต่นั้นเจ้าหนี้ได้ให้คำเตือนลูกหนี้แล้ว ลูกหนี้
ยังไม่ชำระหนี้ไซ้ ลูกหนี้ได้ชื่อว่าผิดนัดเพราะเขาเตือนแล้ว

ถ้าได้กำหนดเวลาชำระหนี้ไว้ตามวันแห่งปฏิทิน และลูกหนี้มิได้ชำระหนี้ตามกำหนด
ไซ้ ท่านว่าลูกหนี้ตกเป็นผู้ผิดนัดโดยมีพักต้องเตือนเลย วิธีเดียวกันนี้ท่านให้ใช้บังคับแก่
กรณีที่ต้องบอกกล่าวล่วงหน้าก่อนการชำระหนี้ ซึ่งได้กำหนดเวลาลงไว้ อาจคำนวณนับได้โดย
ปฏิทินนับแต่วันที่ได้บอกกล่าว

มาตรา ๒๐๕

ตราบใดการชำระหนี้้นั้นยังมิได้กระทำลงเพราะพฤติการณ์อันใดอันหนึ่งซึ่งลูกหนี้ไม่
ต้องรับผิดชอบ ตราบนั้นลูกหนี้ยังหาได้ชื่อว่าผิดนัดไม่

民法第 415 条 (債務不履行による損害賠償) ๓ มาตรา ๒๑๕

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責に帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

มาตรา ๒๑๕

เมื่อลูกหนี้ไม่ชำระหนี้ให้ต้องตามความประสงค์อันแท้จริงแห่งมูลหนี้ไซ้ เจ้าหนี้จะเรียกเอาค่าสินไหมทดแทนเพื่อความเสียหายอันเกิดแต่การนั้นก็ได้

民法第 541 条 (履行遅滞等による解除権) ๓ มาตรา ๓๘๗

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

มาตรา ๓๘๗

ถ้าคู่สัญญาฝ่ายหนึ่งไม่ชำระหนี้ อีกฝ่ายหนึ่งจะกำหนดระยะเวลาพอสมควร แล้วบอกกล่าวให้ฝ่ายนั้นชำระหนี้ภายในระยะเวลานั้นก็ได้ ถ้าและฝ่ายนั้นไม่ชำระหนี้ภายในระยะเวลาที่กำหนดให้ไซ้ อีกฝ่ายหนึ่งจะเลิกสัญญาเสียก็ได้

民法第 543 条 (履行不能による解除権) ๓ มาตรา ๓๘๙

履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

มาตรา ๓๘๙

ถ้าการชำระหนี้ทั้งหมดหรือแต่บางส่วนกลายเป็นพันธวิสัยเพราะเหตุอย่างใดอย่างหนึ่ง อันจะโทษลูกหนี้ได้ไซ้ เจ้าหนี้จะเลิกสัญญานั้นเสียก็ได้

民法第 560 条 (他人の権利の売買における売主の義務) ๓ มาตรา ๔๗๕

他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

มาตรา ๔๗๕

หากว่ามีบุคคลผู้ใดมาก่อนการรบกวนขัดสิทธิของผู้ซื้อในอันจะครองทรัพย์สินโดยปกติ
สุข เพราะบุคคลผู้นั้นมีสิทธิเหนือทรัพย์สินที่ได้ซื้อขายกันนั้นอยู่ในเวลาซื้อขายก็ดี เพราะ
ความผิดของผู้ขายก็ดี ท่านว่าผู้ขายจะต้องรับผิดชอบในผลอันนั้น

民法第 561 条（他人の権利の売買における善意の売主の解除権）² มาตรา ๔๗๖

前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することが
できないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、
契約の時にその権利が売主に属しないことを知っていたときは、損害賠償
の請求をすることができない。

มาตรา ๔๗๖

ถ้าสิทธิของผู้ก่อนการรบกวนนั้นผู้ซื้ออยู่แล้วในเวลาซื้อขาย ท่านว่าผู้ขายไม่ต้องรับผิด

かいせつ

【解説】

日本民法第415条後段の文言を文字通りに理解すると、履行不能の場合に、「債務者の
責に帰すべき事由」が認められるときだけ、つまり、債務者の故意過失が原因で履行が
不可能になったときだけ、債務者に履行不能に基づく損害賠償の責任が認められる、と
考えられる。したがって、それ以外の場合、たとえば履行遅滞や不完全履行の場合には、
「債務の本旨に従った履行がなされない」ことだけ、たとえば契約違反の事実のみが
要件であって、債務者の帰責事由は要件でない、と理解できる。しかし、履行不能とその
他の場合を区別する理由がない。そこで判例は、「債務不履行のすべての場合に、債務者
の帰責事由が要件とされる」と判断している。